

No.	⑦-10	R7当初予算額	5,900 百万円
事業名	空き家対策総合支援事業	府省庁名	国土交通省
概 要	空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPO や民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援する。		
支援対象	地方公共団体等	補助率	以下のとおり
対象事業	<空き家対策基本事業> ○空き家の除却 ①特定空家等の除却（行政代執行・略式代執行等によりやむを得ず行う除却に係る補助率：国 1/2） ②不良住宅の除却 ③上記以外の空き家の除却（跡地を地域活性化のために計画的に利用する予定があるものに限る） ※ 崖地や離島など通常想定される除却費と比較して高額となる場合のかかりまし費用も補助 ○空き家の活用（地域コミュニティ維持・再生の用途に 10 年以上活用する場合に限る） ○空き家を除却した後の土地の整備 ○空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ ○空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握 ○空き家の所有者の特定 ○空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務 <空き家対策附帯事業> ○空家法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業 ①行政代執行・略式代執行に係る弁護士相談等の必要な司法的手続等の費用 ②代執行後の債権回収機関への委託費用 ③財産管理制度の活用に伴い発生する予納金 <空き家対策関連事業> ○基本事業とあわせて実施する以下の事業 ・住宅・建築物耐震改修事業 ・住宅市街地総合整備事業 ・街なみ環境整備事業 ・狭あい道路整備等促進事業 ・小規模住宅地区改良事業 ・地域優良賃貸住宅整備事業 ・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業 <空き家対策促進事業> ○空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業 <空き家対策モデル事業> ○調査検討等支援事業 以下の 1 から 3 のいずれかのテーマに該当する創意工夫をこらしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援 1. 空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等 2. 空き家の活用等に資するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築等 3. 新たなライフスタイルや居住ニーズに対応した空き家の活用等 ○改修工事等支援事業 創意工夫をこらしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援		
支援内容	○空き家の除却（代執行等） 〔補助率：市区町村が実施 国 1/2、市区町村 1/2〕 ○空き家の除却（上記以外） 〔補助率：市区町村が実施 国 2/5、空き家所有者等が実施 国 2/5・市区町村 2/5〕 ○空き家の活用 〔補助率：市区町村が実施 国 1/2、空き家所有者等が実施 国 1/3・市区町村 1/3〕 ○空き家を除却した後の土地整備 〔補助率：市区町村が実施 国 1/2、空き家所有者等が実施 国 1/3・市区町村 1/3〕 ○空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ		

	[補助率：市区町村が実施 国 1/2、空き家所有者等が実施 国 1/3・市区町村 1/3] ○空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握 [補助率：市区町村が実施 国 1/2] ○空き家の所有者の特定 [補助率：市区町村が実施 国 1/2] ○空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務 [補助率：空家等管理活用支援法人が実施 国 1/2・市区町村 1/2] ○空き家対策附帯事業 [補助率：市区町村が実施 国 1/2] ○空き家対策関連事業 [補助率：各事業による] ○空き家対策促進事業 [補助率：市区町村が実施 国 1/2、空き家所有者等が実施 国 1/3・市区町村 1/3] ○空き家対策モデル事業 調査検討等支援事業 [補助率：定額（国）] 改修工事等支援事業 [補助率：活用 国 1/3、除却 国 2/5、除却とあわせて行う土地の整備 国 1/3]
離島での実績	令和2年度：20 市町村※ 令和3年度：26 市町村※ 令和4年度：34 市町村※ 令和5年度：35 市町村※ ※ 本事業により支援した市町村のうち、離島振興対策実施地域を有する市町村数
備 考	以下の要件等を満たす必要あり ・空家等対策計画を策定（実態把握を除く） ・空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある
担当部署	国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室
連絡先	03-5253-8508
参照 HP	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html